

# 自治会の概要

千丸台団地は神奈川県営の団地で1963年（昭和38年）に建設された共同住宅です。  
平成4年より旧テラス住宅の建て替え工事が開始され平成14年に工事が完成いたしました。

団地は住環境の変化で入居者から連日寄せられる相談、要望も大変に幅広い問題が多くなっています。要望や意見相談のほとんどは、日常生活に関するもので、自治会の果たすべき責務が重要になっています。

皆様方のご協力をよろしくお願い致します。

## 自治会

千丸台団地自治会は、会長以下役員の全てを選挙（一戸一票の投票）により選出することを原則としています。

住民世帯数＝千丸台アパート1号棟～33号棟（812世帯）、ハイツ1号棟（50世帯）、ハイツ2号棟（111世帯）  
ハイツ3号棟（118世帯）、ハイツ4号棟（40世帯）、ハイツ5号棟（43世帯）

総世帯数＝1174世帯（約2300人）

## 自治会の主な事業、活動

### 1. 会議

当団地自治会では諸会議を通じて年間の財務の決定、一般事業の決定を行い、その内容については幹事（ブロック代表世話人）、各委員会の定例会議で協議し住民に報告し事業運営を進めています。

事業活動のための幹事会・委員会の役員は、各棟・ブロックの住民が連番制（大半）で受け持っています。

### 2. 会費

入会金は…¥100

千丸台団地は公営住宅として居住者が使用する施設、共同で使用する外灯等の維持管理を自治会が運営を行っています。

会費は二種類に区分し、住民の皆さんが各棟、区域の役員さんに届け、自治会の担当（会計）に納入「共益費、自治会費」しています。

共益費は…アパート＝¥450　ハイツ＝¥350

構造上、付帯設備の相違でハイツ1号・2号・3号・4号・5号棟の共益費は別収支になっています。

自治会費は…全世帯＝¥250で納入は毎月としている。

会費は…アパート＝¥700　ハイツ＝¥600を毎月25日～5日まで幹事、又は副幹事（集金担当）に届け、収金を行っています。

※ 会費は、ポストや新聞受けに投函しても、必ず電話等で集金袋と金額の確認をして下さい。  
トラブルが生ずることもあります。ご注意下さい。

共益費は…共同使用の電気・水道等の公共料金の支払い、災害対策費、清掃費、各種用具の購入等、主に環境維持費に当てられます。

千丸台団地は公団、民間住宅と違い、毎月納める家賃の中に共益費（主な支出費用は下記に参照）は含まれていません。皆さんが管理する共同の利益（共益）は、生活環境を維持するために必要です。そのために自治会では毎年予算を計上し、諸経費を決め、支出しています。

### 主な共益費（共同使用の費用）

- 共同電気料金～団地内を住民が夜間、歩行に支障がないように設備された、街路灯、防犯灯、庭園灯、アパート階段灯、集会所の電気（冷暖房、その他）等の電気料金
- 共同水道料金～アパート各階段毎の足洗い場、ゴミ集積場所の水道、集会所の水道料金
- 街灯修理費～団地内周辺の街路灯、庭園灯、防犯灯の蛍光灯取り替え、配線修理等の故障についての修理補修費
- 共同薬品費～大掃除のゴミ置き場清掃時使用、樹木の害虫発生時の応急薬品費用等
- 清掃用具費～毎月の大掃除、棟・ブロック、各地区の清掃に必要なほうき、鎌、熊手、袋、その他、使用する清掃用具代
- 集会所管理費～第一集会所、第二集会所を使用するための清掃、修理、消耗品に要する費用
- 電話料負担～第一集会所、第二集会所に設置の電話の料金
- 虫害対策費～大量発生 of 害虫消毒の薬品、資機材借上代、作業活動費
- 環境整備費～美化活動、樹木の伐採等整備に要する資機材借上代、作業活動費

居住者は、各人が住んでいる棟の周辺、公園、道路、別に定める割り当て地区の清掃及び居住環境の改善、その他自治会が維持管理する活動を行い、その周辺等の作業に、皆さんの参加協力が大切です。

会が維持管理する活動を行い、その周辺等の作業に、皆さんの参加協力が大切です。

※ 各種の活動で幹事・委員制度は、各棟住民が交代制で各役員を受け持っていますからお互いに助け合っていることになります。自治会のこうした制度を知らない、又、忘れてしまい、いつのまにか他人任せで、迷惑をかけている場合があります。

再度、自治会の事業活動を認識しご協力をよろしくお願いします。

**自治会費**は自治会運営に必要な渉外費、事務費、行事、スポーツ大会等のほか、住民懇親の各行事、老人対策、婦人、児童のための諸事業に当てられています。(各部会での事業活動～参照)

### 3. 団地住宅等の環境整備について

当団地では、毎月第三日曜日午前8時より(雨天翌週)団地内外の清掃を実施しております。1世帯1名参加し、各棟で集会を開いています。

「ゴミ」は日常の生活ゴミと、缶・ピンの分別ゴミに別れています。  
生活ゴミの収集日は、火、土曜日(朝8時頃まで)出して下さい。分別ゴミは収集日が生活ゴミと違います(別紙配布日程参照)ので注意して下さい。(ゴミ集積場所に掲示)

粗大ゴミ(家具、家電、冷暖房等)は「粗大ゴミ受け付けセンター」に連絡して指示を受けて下さい。

電話 045-312-0053  
受付時間 午前8時30分～午後5時(月曜日～土曜日、祝日を含む)  
受付内容 市内全域の粗大ゴミ収集や市民無料  
搬入の申し込み・変更・キャンセル・出し方のお問い合わせなど

### 分別ゴミ収集が開始されています

### 団地内の道路は全域駐車禁止です

駐車場の確保をお願いします。又、団地内の広場、空地等は県の共有地で、違法取り締まりは同じです。  
駐車場は団地内外に、千丸台わだち会、友輪会、近隣の民間駐車場があり直接申し込んで下さい。(連絡は自治会役員)  
※ ハイツ1号、ハイツ2号(地下)、ハイツ3号棟、ハイツ4号棟、ハイツ5号棟、アパート一部の外は、全戸駐車場設置しています。団地住居者はハイツ駐車場の利用ができます。役員又は保全協会に問い合わせして下さい。

### ペット(犬・猫)動物の飼育

飼育は禁止されています。他の居住者に迷惑をかけたり、衛生上の問題等があり、又、当団地は集合住宅で共同生活が前提です。居住者に迷惑をかけることはやめましょう。

### 4. 集会所利用について

当団地には第一・第二集会所の2ヶ所があり、各集会所も申し込み制で、使用については担当役員に連絡して申し込んで下さい。(集会所使用要項は集会所内に掲示)

### 5. サークルについて

当団地では次のクラブ等が活動しています。  
民謡、カラオケ、あるこう会(ハイキング)、釣りクラブ  
ゲートボール、大正琴、千寿会(老人クラブ)等いつでも入会出来ます。お気軽に自治会役員までお問い合わせ下さい。

### 6. 居住内外での補修繕

直接…神奈川県保全協会北部出張所へ(電話 ☎ 933-0591)  
※ 依頼したら相手(担当)の名前を聞いて対処して下さい。

### 7. その他

自治会の回覧は急いで回して下さい。回覧には皆さんの身近な話題、大事なお知らせが記載されています。又、自治会として報告、連絡等もあります。必ず読んで下さい。

### ◎ 入居の心得(県営住宅入居のしおりから)

県営住宅は、公営住宅法に基づいて、神奈川県が建設し、住宅に困窮する低額所得者に対し、賃貸する住宅で、その建設費や維持管理費には国や県が多額の負担をしているため、住宅都市整備公団や住宅供給公社の住宅、あるいは一般の家賃と比較し、相当低額の家賃で入居できることになっています。

このため、県営住宅の入居資格や入居後の利用についても、県営住宅管理条例などによって、いろいろな制限が設けられています。住宅入居後は、これらの規定をよく守っていただくと同時に、この住宅が県民の税金によって建設され管理される公共財産であることをよく承知されて、住宅や共同施設を大切に使用されるよう心掛けて下さい。

なお、上下階の住人と感情的問題等が生じ住宅を替えてもらいたいと申し出る人がいますが、原則として入れ替えはできません。また自治会が仲裁することもできません。普段から仲良く生活してください。